薩摩川内市企業連携協議会規約

（目的）

第１条　薩摩川内市企業連携協議会（以下、「協議会」という。）は、市内企業間の交流、情報交換、提携等を図ることで、市内企業間及び産学官等の交流、市内企業及び市経済の発展、雇用の拡大を図ることを目的とする。

（協議会の構成）

第２条　協議会は、本市内に事業所等を置くもののうち当該目的に賛同するものをもって構成する。

２　薩摩川内市等別表に掲げる団体は、前条の目的を達成するために必要な協力、支援をするものとする。

３　前２項に規定する事業所、団体のほかオブザーバーを加えることができる。

（事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　⑴　企業間の親睦融和並びに会員の加入促進に関すること。

　⑵　企業間の共通する問題についての調査研究、技術交流に関すること。

　⑶　企業立地、ビジネスマッチング等の情報発信、提携等に関すること。

　⑷　会員企業の新産業・新事業の創出、既存事業の拡大・高度化に関すること。

　⑸　会員企業の販路開拓の強化、人材育成の強化に関すること。

⑹　官公庁並びに関係団体との連絡に関すること。

　⑺　前各号に関するものの他、協議会の目的に必要なこと。

（加入脱退）

第４条　協議会に加入しようとする者は、会長に届け出ることとする。脱会する場合も同様とする。

（役員）

第５条　協議会に役員として、会長１名及び副会長２名を置くものとし、会員の互選により選任するものとする。

２　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

３　補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、任期中、転勤等で欠員を生じた場合は、その企業において前任者の残任期間を補うこととする。

４　役員は、その任期終了後においても、後任の役員が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

（職務）

第６条　会長は協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

２　協議会は必要に応じて、部会を設けることができる。

（総会）

第８条　総会は、必要に応じ会長がこれを招集し、会長が議長となる。

２　総会は、会員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

３　総会の議事は、出席会員の過半数で決する。

（幹事会）

第９条　幹事会は、幹事長及び副幹事長を置くものとする。

２　幹事会は、幹事長が必要に応じ招集し、幹事長が議長となる。

（事業年度）

第１０条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり３月３１日に終わる。但し、平成２５年度に限り、設立日より平成２６年３月３１日までとする。

（会費）

第１１条　協議会の会費は当分の間、徴収しない。

（事務局）

第１２条　事務局は、幹事長の属する事業所と薩摩川内市の共同事務局とする。

（その他）

第１３条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　則

この規約は、平成２５年１１月２６日から施行する。

この規約は、平成２６年５月２５日から施行する。

別表　協力団体・関係団体

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 備　　　　　　考 |
| 川内商工会議所薩摩川内市商工会薩摩川内市産業支援センター薩摩川内市川内市金融団三水会㈱日本政策金融公庫川内支店ハローワーク川内ポリテクカレッジ川内鹿児島純心女子大学川内商工高等学校れいめい高等学校鹿児島障害者職業能力開発校かごしま川内貿易振興協会 | 平成２８年４月１日加入平成２６年１月９日加入平成２６年６月４日加入平成２６年５月２９日加入平成２８年５月９日加入平成２７年１０月１９日加入 |